審議会等の会議結果報告書

【担当課】　　都市計画課

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市都市計画審議会 |
| 開催日時 | 平成２９年１２月１３日（水）午後６時００分　から　午後７時４０分　まで |
| 開催場所 | 茅野市役所　議会棟　大会議室 |
| 出席者 | 【審議会】宮坂孝雄委員（会長）、矢﨑敏臣委員（副会長）、堀浩委員、北原正信委員、三井正広委員、保科秀子委員、北原友委員、朝倉平和委員、倉田紀子委員、矢島正恒委員、小尾一郎委員、両角秀喜委員、宮坂武男委員、丸山義廣委員、米倉雅博委員【事務局】柳平茅野市長（途中退席）　篠原都市建設部長、田中都市計画課長、黒澤都市計画係長、名取都市計画係、東城都市計画係、宮坂都市計画係、 |
| 欠席者 | 武居恵美子委員 |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 |
| 事務局（東城都市計画係）事務局（田中課長）事務局（東城都市計画係）事務局（東城都市計画係）事務局（東城都市計画係）柳平市長事務局（東城都市計画係）事務局（東城都市計画係）宮坂会長宮坂会長宮坂会長事務局（東城都市計画係）宮坂会長事務局（東城都市計画係）宮坂会長宮坂会長事務局（東城都市計画係）事務局（黒澤係長）宮坂会長小尾委員事務局（田中課長）矢島委員事務局（田中課長）矢島委員事務局（田中課長）矢島委員事務局（田中課長）北原（友）委員事務局（田中課長）両角委員事務局（田中課長）宮坂（武）委員事務局（田中課長）宮坂（武）委員事務局（田中課長）宮坂（武）委員事務局（田中課長）米倉委員事務局（田中課長）小尾委員事務局（田中課長）丸山委員事務局（田中課長）宮坂会長宮坂会長宮坂会長事務局（東城都市計画係）宮坂委員 | 協議内容・発言内容（概要）１　開会定刻になりましたので開会の言葉を都市計画課長田中より申し上げます。年末の公私ともお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、茅野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課都市計画係の東城でございます。よろしくお願いします。会議に先立ちまして会議の成立についてご報告させていただきます。事前に、事務局へ武居委員さんから欠席のご連絡をいただいております。本日ご出席いただいております委員さんは、１５名でございます。委員定数１６名の半数以上の出席がございますので、茅野市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。２　委嘱書交付つづきまして、委嘱書の交付をさせていただきます。本年６月１日からの任期により、委嘱させていただきました信州諏訪農業協同組合から選出の小平吉保さんが信州諏訪農業協同組合理事をご勇退されたことに伴い、茅野市都市計画審議委員についても委員の変更が必要となりました。新たに北原正信さんに茅野市都市計画審議委員を委嘱させていただきました。つきましては、柳平市長から委嘱書の交付をさせていただきます。北原さんは、その場でお受け取りください。－　市長　委嘱書交付　－３　市長あいさつ　柳平市長から、ごあいさつをお願いします。　改めましてこんばんは、今年も残り、２０日を切りました。年の瀬の忙しい中、雪も降り寒い中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。先ほど申しましたとおり、寒いですし、雪もあります、けがや事故、風邪などに十分ご注意していただきたいと思います。また、皆さまには日頃より茅野市のまちづくりに、様々なお立場からご意見をいただきまして、改めて感謝、お礼申し上げます。生活をしていく中では、都市基盤がしっかりしていなければ、豊かな生活ができません。都市基盤は、行政にとりまして大きな政策課題であります。今日は、３０年から始まりますあたらしい都市計画マスタープランにつきまして、ご意見をお願いしたいと思います。若干、今までと違う部分をご説明させていただきます。お手元に、一枚刷りの資料、第５次茅野市総合計画の体系図でございます。どの自治体でも、基本計画がありましてそれに基づいてまちづくりを進めます。茅野市も今までは、第４次の総合計画、市民プランという形で進めてまいりました。従来ですと、基本構想がありまして、その下に基本計画、その下に分野別計画等の様々か計画がございました。平成３０年度からの第５次茅野市総合計画では、それぞれの政策の基に、しっかりした茅野市らしい分野別の計画を基本計画と位置づけをするという組み立てになってございます。将来像がありまして、まちづくりの基本指針がございまして、基本政策、表現は違いますが、どのまちも５つないし６つの取組をしているかと思います。福祉があり、子育て教育があり、環境があり、産業経済があり、都市基盤があり、それを支える行政経営があり、そのまち特有の横断的なプロジェクトがあったりします。一つの大きな都市基盤とういう分野の政策の基本計画としまして、都市計画マスタープランが位置づいております。都市計画マスタープランに基づいてより具体的な、水道であったり、下水道であったり、住環境であったり、という計画がその下に張り付いてくるという体系になっております。都市基盤というハードなまちづくりをしていく上での、茅野市にとっての基本計画がこの都市計画マスタープランとなりますので、大事な計画となります。皆さまにはいろんなご意見をお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上お願いを申しましてあいさつといたします。ありがとうございます。　ここで市長は次の公務のため退席いたしますので、ご了承いただきたいと思います。　それでは議事の進行につきましては、茅野市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、宮坂会長さんにお願いします。　会長さんお願いします。みなさん、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。議事のスムーズな進行のため、みなさんのご協力をよろしくお願いします。　　　　　４「審議会の公開」についてそれでは、本日の審議会の公開または非公開についてみなさまにお諮りします。本日の案件については、審議会を非公開とするものに該当しませんので、この審議会を公開の扱いとしてよろしいでしょうか。～～～異議なしの声～～～それでは公開とします。事務局で傍聴者について事務局から報告願います。現時点で傍聴者の方はおりません。５　議事録署名委員の指名つづいて、議事録署名委員の指名について事務局から説明をお願いします。　議事録の署名については、会長さんと委員さん２名の計３名ということです。２名の委員さんについては名簿順でお願いしておりますので、５番保科委員さんと、６番北原委員さんにお願いしたいと思います。会議録作成後、ご署名をいただきにお伺いしますのでよろしくお願いいたします。議事録の署名については、保科委員、北原委員、よろしくお願いします。　６　議事案件これより案件の審議に入ります。本日の案件について、事務局から説明をお願いします。はじめに、本日の資料でございますが、本日の会議次第、委員名簿、茅野市都市計画マスタープラン改定（素案）の資料です。ご確認いただき、不足の資料はお申し出ください。それでは、都市計画係長の黒澤から茅野市都市計画マスタープラン改定（素案）について説明をさせていただきます。それでは、茅野市都市計画マスタープラン改定素案について、ご説明をさせていただきます。はじめに、目次をご覧ください。現行の都市計画マスタープラン（以下　現行計画。）と今回お示しする都市計画マスタープラン改定素案（以下　変更計画）の構成上の変更点をご説明させていただきます。現行計画では、第１章　都市計画マスタープラン策定の趣旨から始まり、第２章　都市づくりの現状と課題、第３章　都市づくりの目標　第４章都市づくりの方針、　第５章　地域別まちづくりの方針、　第６章　マスタープラン推進に向けて、というように６章に分けて構成をしていました。変更計画では、序章から始まり、第４章までということで章分けを変更させていただきました。現行計画の第１章　策定の趣旨を　変更計画の　序章　茅野市都市計画マスタープランについてとして、記載させていただいております。内容については、現行計画とほぼ同じ内容を記載させていただいておりますが、今回新しく改定にあたって、改定の背景、改定にあたっての基本的視点を追加で記載させていただきました。現行計画の第２章　都市づくりの現状と課題の内容を　変更計画の第１章　茅野市の現状と課題として、人口のデータ等を新しいものにさせていただき記載しております。現行計画の第３章　都市づくりの目標、第４章　都市づくりの方針を変更計画の第２章全体構想としてまとめさせていただきました。内容的には、都市づくりの目標、都市づくりの方針を現在策定中の上位計画第５次茅野市総合計画の計画内容を盛り込んで目標、方針を記載させていただいております。１ページめくっていただきまして、現行計画の第５章　地域別まちづくりの方針を変更計画第３章　地域別構想　として記載させていただいております。内容的には、審議委員のみなさんに検討いただきました、ゾーン別構想と地域別構想といった内容を記載させていただいております。現行計画第６章マスタープランの推進に向けて、変更計画でも第４章マスタープランの推進に向けてということで記載させていただいております。　それでは、本文に入らせていただきます。ページについては、下部中央のページ数をご覧ください。３ページをご覧ください。序章　茅野市都市計画マスタープランについて、初めに都市計画マスタープラン改定の背景を記載しました。改定の背景としては、現行のマスタープランの策定時は、人口増加を前提とした都市づくりを推進してきましたが、人口減少や少子高齢化が進行し社会構造が大きく変化したことが計画を見直すにあたっての大きな要素であります。４ページをご覧ください。マスタープランの概要として、マスタープランの役割や位置づけを記載しました。５ページには、計画の構成、計画の期間、６ページには、改定にあたっての基本視点として（1）社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり、（2）リニア中央新幹線の位置づけ、（3）緑の新市街地ゾーンの位置づけ、（4）都市計画道路の見直しといった現行計画との４つ相違点を含め計画内容を見直していきます。７ページから第１章として茅野市の現状と課題を１８ページまでまとめました。７ページ地勢、８ページ沿革、９ページ都市計画の経緯を記載させていただきました。少し進んでいただきまして１２ページ茅野市の現状として人口、１３ページ土地利用、１４ページから都市施設として、都市計画道路、１５ページ都市公園、１６ページ下水道、１７ページ防災と茅野市の現状について記載させていただきました。１８ページでは、前述してきた都市づくりの経緯や茅野市の現状を踏まえ茅野市の都市計画に求められる課題を５つ抽出させていただきました。１市街地及び都市機能の拡散抑制、２豊かな自然環境の保全と共生、３地域の独自性と個性の発揮、４安心で快適な住環境の維持・向上、５協働によるまちづくりの推進と５つの課題を抽出させていただきました。１９ページから５７ページまでは、第２章全体構想としてまとめさせていただきました。１９ページでは、都市づくりの目標として、現行計画と同様に第５次茅野市総合計画の目指すべき将来像「八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなすやさしさと活力あるまち」を目標都市像とかかげ、都市づくりの基本方針を審議委員のみなさんにもご検討いただきました、都市基盤分野の基本的な考え方と目指す姿「豊かな自然と共生した安心・快適なまちづくり」を記載させていただき、変更計画の目指す姿として目標設定をいたしました。２０ページでは、都市基盤分野の目指す姿を目指すために１豊かな自然環境の保全と共生、２コンパクトシティ・プラス・ネットワーク、３安心で快適なまちづくり、４協働で進めるまちづくりとして４項目設定しました。２１ページからは、以前、審議委員さんにご検討いただいた、目指すべき将来の都市の姿を、都市の特徴や骨格を概念的に表しわかりやすく描いた、将来都市構造図となります。将来都市構造図について土地利用ゾーニング、都市軸、都市拠点の基本的な考え方をお示してあります。２２ページは各土地利用ゾーニングの位置づけ、２３ページは、各ゾーンを図示したものです。２４ページは、都市軸の位置づけ、分担、図示したもの、２５、２６ページは各都市拠点の位置づけ、分担、図示したものです。２７ページは、２２ページから２６ページまでの、土地利用ゾーニング、都市軸、都市拠点を重ね合わせ図示した、変更計画が目指す将来都市構造図です。２８ページは、変更計画における将来目標人口をお示ししてあります。この、将来目標人口は第５次茅野市総合計画の将来目標人口に準じて、概ね２０年後の２０３８年の目標人口を51,800人と設定します。２９ページからは、都市づくりの方針を記載しています。まず、２９、３０ページは、土地利用の方針の基本的な考え方と基本方針として、１、多様で豊かな自然環境、２、量的な拡大から質的な充実に配慮した土地利用の推進、１ページめくっていただき　３、連続性のある土地利用と交流拠点の強化、４、住み手から創り手へ、愛着と誇りの持てる地域づくり、５、地域の総合力による活力あるまちづくりへの対応、６、土地所有者と地域、関係団体、行政が連携し協働する計画的な土地利用の６項目を挙げさせていただきました。３１、３２ページは土地利用区分別方針として、将来の土地利用のイメージを土地利用の区分ごとにお示ししました。３３ページは、前述した土地利用の方針を図示した図面になります。３４ページからは、道路交通の方針をお示ししました。交通体系の整備は、都市形成上重要な項目であり、茅野市の地形的な条件、地域形成の経緯等に照らし合わせ、安全で、快適な交通体系の形成を目指します。道路ネットワークの形成方針としまして、道路を骨格道路、と都市計画道路をそれぞれ分けて位置づけをし、３６ページでは、骨格道路の整備方針、３７ページでは都市計画道路の整備方針をお示ししました。整備方針を図示したものが、３８ページの地図となります。３９ページは、都市計画道路の整備方針を図示したものです。また、変更計画では、幹線道路等のみを記載させていただいておりますが、現在策定中の茅野市都市基盤整備計画や茅野市道路整備プログラム等の計画と連携をとり、整備を進めてまいります。４１ページには、公共交通の整備方針を記載させていただいております。こちらも、茅野市原村生活交通確保維持改善計画と連携しながら整備を進めてまいります。４２、４３ページでは、その他の都市施設として、公園・緑地の整備方針を記載しております。こちらも、茅野市緑の基本計画、茅野市公共施設等総合管理計画と連携をして整備を進めてまいります。また、４４ページについては、公園の場所や種類等をわかりやすくするために、図示しました。４５ページは、下水道について、４６ページは、上水道について基本的な考え方や基本方針をお示ししています。４７ページについては、河川についての基本的な考え方、基本方針を示しています。方針として総合的な治水・砂防対策の推進の関係機関への要請や整備、安全で快適な水辺づくりの整備方針をお示ししています。こちらも、策定中の茅野市都市基盤整備計画や茅野市総合施設等総合管理計画等と連携を図りながら整備を進めて参ります。４８、４９ページでは、自然環境の保全・活用について基本的な考え方、基本方針をお示ししております。また、現在策定中の茅野市環境基本計画と連携を図り、茅野市緑の基本計画等に基づき自然環境の保全・活用を図る方針を定めました。５１ページにおいては、都市景観形成の方針として、茅野市景観計画と連携し、地域の特色である産業、文化、歴史を生かしながらまちの景観を保全するとともに、自然環境と調和した景観づくりを図るための考え方と、方針をお示ししております。５５、５６ページでは、福祉のまちづくりの方針として、茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、すべての人が心豊かで快適に生活することができるまちにするための基本方針をお示ししております。５７ページでは、災害に強いまちづくりの方針として、茅野市地域防災計画と連携を図り防災施設やライフラインの強化等災害に対しての対策の方針をお示ししております。以上が全体構想のご説明になります。　次に５８ページからの第３章　地区別構想についてです。地区別構想は、全体構想をゾーンや地区に細分化し、将来目標や整備方針・施策等をより具体化したものとなります。地区別構想は、地域の課題に応じて細かく対応していくために、住民意向を反映して策定するものであります。住民意向に関しては、今年２月に行った住民アンケートや住民説明会でいただいたご意見等を反映して計画へ盛り込んでおります。ゾーン別構想は、将来都市構造図の各ゾーンで整備方針をお示ししております。５９ページでは、市街地ゾーンの紹介と、賑わいのある市街地として、都市機能の集約や良好な住環境の維持及び形成といった主要課題を記載させていただき、市街地ゾーンの目標である都市機能や居住環境の整備を図り、効率的で賑わいのある市街地の形成を図るための方針を都市構造、土地利用、道路交通、その他の施設（公園、下水道）、都市環境の方針をお示ししました。その方針等を図示したものが６３ページの図となります。６４ページは緑と人の農住共生ゾーンについて、ゾーンの紹介と、優良農地の保全や既存の住環境の維持・向上といった主要課題から設定される、当ゾーンの将来目標、優良農地の保全、既存の農村集落や新興住宅地の土地利用形態の維持、各種の交流の場としての活用、田舎暮らし等の移住定住先としての形成を図るために、都市構造、土地利用等の分野別まちづくりの方針を示しました。その方針等を図示したものが６７ページの図となります。次に７２ページの山岳・高原リゾートゾーンの方針です。良好な自然環境の保全と、自然環境に配慮した観光振興を行うために、都市構造、土地利用等といった分野別まちづくりの方針をお示ししました。その方針等を図示したものが７５ページの図となります。次に、７６ページからの地区別構想であります。地区別構想は、茅野市の地区をコミュニティの形成過程、道路網のつながり、などを軸として地区のまとまりに配慮し５つに分類しました。はじめに、ちの地区です。茅野駅を中心として多くの商業地が形成され、その周辺は住宅地が形成されております。地区内の人口は、減少傾向にあり、空家、空地などの空洞化も進行しています。上川沿いは浸水想定区域が指定され、永明地山山麓の住宅地には土砂災害警戒区域が指定されるなど、災害リスクも多く存在します。当地区のまちづくりの課題は防災対策の推進による住宅地の安全性確保や人口密度の維持が挙げられます。また、住民アンケートの結果においても災害に対する安心・安全、道路・交通の分野でも歩行者に対する安全性に関わる満足度が低いことが挙げられました。以上のような課題に対し、７７ページに整備方針をお示しします。地区内の人口密度低下対策として、立地適正化計画の策定推進により、コンパクトで高密度な市街地の形成、都市機能集約拠点、地域コミュニティ拠点の位置づけを行います。土地利用の方針として、永明寺山公園を中心とした森林環境の保全、国道２０号沿線の商・工・住の調和を進めます。７８ページにいっていただき、道路交通に関しては、主要幹線道路、国道１５２号線の混雑解消に向けた機能強化、未整備の都市計画道路の計画的な整備進めます。都市環境として、浸水想定区域の居住安全性の確保、土砂災害警戒区域の居住安全性の確保に努めます。前述した内容を図示したものが７９ページの図となります。次に、８０ページの宮川・金沢地区です。当地区は、西山山地からなる森林地域とその裾野に広がる、市街地及び集落により形成されています。宮川地区は、広く浸水想定区域が分布し、金沢地区は土砂災害警戒区域が存在し災害リスクが高くなっております。当地区の課題は、災害リスクへの対応を前提とした居住の安全性の確保、農住共生環境の保全、森林地域における自然環境の保全が挙げられます。また、市民アンケートの結果においても、災害に対して安全性に関わる項目を重点的に維持していく必要があり、道路交通、住環境に対する満足度が低く、歩行者に対する安全性の確保や生活利便性の向上が求められています。整備方針としましては、８１ページに記載させていただいたように、ＪＲ青柳駅を地域交通拠点、地区コミュニティセンターを地域コミュニティ拠点と位置づけ、中心市街地と公共交通による連携を図ります。また、前宮周辺を、歴史・文化拠点に位置づけ、歴史的環境保全にも努めます。８２ページ、道路交通に関しては、国道２０号の４車線化について引続き要請を行い、未整備の都市計画道路の計画的整備を進めます。８３ページの都市環境としては、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の安全性確保に努めます。前述した内容を図示したものが８４ページの図となります。３番目に、８５ページからの米沢・中大塩地区であります。当地区は森林地域とその裾野から広がる農村集落と住宅団地として開発された住宅地で構成されております。森林地域内や上川沿いは土砂災害警戒区域が広く分布しております。当地区の課題としては、恵まれた自然環境の保全、災害に配慮した住環境の整備が挙げられます。住民アンケートにおいても、災害に対する重要度や道路交通に関して、歩行者の安全性確保、生活利便性の向上をいった課題が挙げられています。整備方針としましては、８６ページにお示しするように、地区コミュニティセンターを地域コミュニティ拠点と位置づけ、公共交通により中心市街地と連携を図り、利便性の向上に努めます。土地利用については、森林環境の保全、農住環境の調和を図ります。道路交通については、８７ページにお示しするように、茅野停車場八子ヶ峰公園線、通称ビーナスライン、諏訪茅野線の機能強化の要請を進めます。災害については、都市環境にお示しするように、土砂災害警戒区域内の安全性確保に努めます。前述した内容を図示したものが８８ページの図となります。４番目に、８９ページからの玉川・豊平・泉野地区です。当地区は、東側は国定公園、中央部は農村地帯、西側は市街地に隣接する市街化がすすめられた地区です。当地区、特に玉川地区は、人口増加地区であり高齢化率も茅野市の中では低い地区です。急速に市街化された地区であり、市民アンケートにも挙げられたように、道路整備や交通体系の整備が課題であります。また、豊平、泉野地区においては、生活利便性の向上が課題となります。当地区の整備方針としては、９０ページからお示しするように地区コミュニティセンターを地域コミュニティ拠点として設置し都市機能の強化、維持を図り、市街地と公共交通による連携を行い生活利便性の向上に努めます。また、諏訪中央病院を広域医療・福祉拠点、茅野市運動公園を市民スポーツ・文化拠点等の拠点を位置づけ、当地区の住環境向上に努めます。９１ページの道路交通につきましては、国道１５０号の歩道設置等機能強化の要請を行い、富士見原茅野線、整備の要請、都市計画道路の早期整備等に努めます。前述した内容を図示したものが９３ページの図となります。最後に、９４ページからの北山・湖東・豊平（奥蓼科）地区です。当地区は、八ヶ岳連峰から車山まで連なる広大な森林地域とその裾野に広がる農村集落により構成されています。森林地域では、優れた自然特性を利用した別荘地や観光地が点在し、集落地は優良農地が整備されています。当地区の課題としては、自然環境の保全と環境共生型観光地としての機能強化住環境の維持・向上が課題であります。市民アンケートにおいても生活利便性の向上が課題として挙げられています。当地区の整備方針としましては、観光地を観光拠点と位置づけ観光地の機能強化を図ります。また地区コミュニティセンターを地域コミュニティ拠点と位置づけ公共交通と連携して生活利便性の向上を図ります。道路交通については、９６ページにお示しするように、国道１５２号、国道２９９号の機能強化、富士見原茅野線の連続性の確保を図ります。前述した内容を図示したものが９７ページの図となります。最後に第４章　マスタープランの推進に向けてとなります。９８ページ、都市計画の決定・変更について基本的なルールをお示ししました。９９ページには、計画推進にむけて重点的な取り組みが必要となる事業を土地利用、道路・交通、その他の都市施設、都市環境と分野別に抽出しました。１０１ページには、計画の進行管理と見直しについて記載させていただきました。なお、茅野市都市計画マスタープラン改定素案については、現在策定中の他計画の修正等により一部記載内容の修正等となることがありますのでご理解ください。茅野市都市計画マスタープラン改定素案の概要説明は、以上でございます。７　質疑ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手でお願いします。確認ということで、太陽光発電が増えてきているが、都市計画マスタープランで太陽光発電の規制はできますか。ゾーニング等の観点から制限をかけるといったことができますか。　都市計画マスタープランでは、太陽光についてふれてはいません。あくまでも、都市計画の視点での計画策定をしているため、環境の観点からは細かくは記載していません。都市計画の視点からということをご理解ください。　全体構想の中で、最上位計画が第５次茅野市総合計画であり、都市計画マスタープランでの将来目標人口も総合計画の設定人口とするのですか。　現在策定中の、立地適正化計画においては、国からの指導により国立社会保障・人口問題研究所の数値を使用します。都市計画マスタープランでは、序章の茅野市の現状として国立社会保障・人口問題研究所の数値を立地適正化計画との整合を図るため使用しています。また、全体構想の将来の目標人口として第５次茅野市総合計画との整合を図るために第５次総合計画の目標人口を使用しています。　グリーンラインから下を、住宅を促進するエリアとしていたと思うが、改定案ではどこに記載してありますか。　変更計画では、現行計画の緑の新市街地ゾーンとふるさと田園ゾーン（新旧対照表２３ページ）を一つにしました緑と人の農住共生ゾーンにおいて、グリーンラインの下だけでなくグリーンラインの上においても、田舎暮らし等の土地利用の形成を図るゾーンとして検討いたしました。　変更計画都市計画では、緑と人の農住共生ゾーンにおいて、グリーンラインの上、下関係なく、他計画と整合を図りながら、居住の推進をするとゾーンとするということでよろしいか。　現行計画では、人口増加社会を前提として計画を策定していたが、変更計画では、人口減少や少子高齢化社会を前提とした計画の策定をしている。その中で、国の政策でもある、策定中の立地適正化計画の推進のために、市街地ゾーンへの居住を推進しますが、茅野市の現状を検討する中で土地利用として、積極的には居住の推進は図らないとしても、現状と変わらない土地利用を行っていくということです。　１０１ページの適切な進行管理ＰＤＣＡサイクルとありますが、都市計画マスタープランの中での各種計画とは、どんな計画ですか。　はじめに、市長が説明した第５次茅野市総合計画の体系図をご覧ください。都市計画マスタープランは、方針を示す計画であります。都市計画マスタープランの下にマスタープランの方針にのっとった各種の計画、実行計画があります。その下に、個別計画があります。各種計画について、マスタープランの中のこの計画といったことは、お伝えできませんが、個別計画、実行計画といったマスタープランの下にある計画をしっかりとしたＰＤＣＡサイクルによるチェック・改善を行っていくというイメージを持っていただけたらいいと思います。１６ページの下水道の普及率９６．７％とあるが、別荘地を含んでいるものなのか。また、下水道が整備されていない地区はどこですか。　３８ページの構想道路ですが、現行計画ではトンネル化構想と明記があるのですが、計画が変更になったのですか。　下水道の普及率についてですが、茅野市全域で下水道利用可能人口が茅野市の全市民に対して普及率が９６．７％であるということであります。現時点の、大きな未整備地区は、蓼科地区ですが来年度から随時整備を進めてまいります。　トンネル化構想ですが、計画が変更になったわけではありません。現行計画と同様に変更計画においても、構想道路として赤い大きな丸でお示ししてあります。諏訪インターに近い個所の構想道路ですが、国道２０号、国道１５２号等の渋滞緩和として、国道２０号の新たなルートを見据える中で、構想道路としてお示し察せていただきました。山側の国道２９９号につきましても、冬期間通行止めになってしまうため、近隣市町村と連携し要望活動を行っております。　計画は、策定するだけでなくしっかり実行をしてほしい。第５次総合計画の計画期間内の１０年で進めてほしい。計画は計画として、計画期間内で、優先順位を決め、短期、中期、長期に分けて期間を決めて、実施に移してほしい。ただ計画を策定して、１０年経過したから計画を見直しするということではなく、計画を実行に移してほしい。　防災の関係で、土砂災害警戒区域等がかなりあると思いますが、航空写真でしっかりとしたデータを抽出していますか。　緑の新市街地ゾーンとして、市街地の拡充を図ってきた広田地籍が、圃場整備事業が開始されています。広田地籍には圃場以外の土地に白地が残っています。残った白地の土地利用はどのように考えているのか。本町の整備事業も始まります。粟沢橋の架け替えについてもどのように考えているのか教えてほしい。　防災の関係では、防災ハザードマップデータから抽出しています。防災ハザードマップデータは航空写真、現況写真両方あります。　ドローンで、細かなデータを取ることができないか。また、広域消防では危険個所にカメラの設置を行っているが、広域消防と協力をしていくことはできないか。　防災の関係ですので、防災対策課へ伝えておきます。次に、粟沢橋玉川線、広田地籍等です。基本的には、広田地籍は圃場整備事業が開始されました。その中で、建設課において、市道２級８号線の工事、中央病院から粟沢地区内への道路工事を進める予定であります。粟沢橋玉川線は、本町のまちづくりと大きく関係してきます。本町のまちづくりとともに粟沢橋玉川線は、市の課題としてしっかりと正面から向き合っていきたい。　玉川線の工事となれば、当然、区画整理事業が行われると思います。区画整理事業となれば、国や県からの補助も必要となります。そういった中で、ただ道をあけるだけでは、区画整理にならない。そういった中で、第２総合体育館やフットサッル施設等公の施設を設置し、そこが避難所といった防災の拠点とすることはできないか。　非常に良いご提案をいただきました。本町、粟沢、玉川線を連動させて進めてまいりたいと思います。宮坂委員さんには、今後ともご提案やご意見をお聞かせいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。　５７ページの災害に強いまちづくりの方針、基本方針の２の建築物の不燃化の促進とありますが、茅野市には防火地域、準防火地域はないので行わないことを記載しなくてもいいのではないか。　記載方法を検討いたします。　３５ページの骨格道路のネットワークパターンの所ですが、イメージがわかないのでわかりやすいものにしてほしい。どことどこを結ぶことが重要だとわかるようにしてほしい。　わかりやすいように修正していきます。　小尾委員と同様に、地図の西側から茅野駅へアクセスがないため検討してほしい。コンパクトシティの考え方がマスタープランの一つ要素になっているかと思いますが、コンパクトシティとコンパクトシティを結ぶネットワークとして、道路もネットワークの手段となると思います。その辺の記載を、○○線の整備といったところに、記載してみてはどうですか。　これは個人的なものですが、農住共生ゾーンですが、農業と住むことが共生することがイメージしづらい。建設事務所としても、茅野市に協力をさせていただいて、事業を進めています。例えば、駅から西側へのアクセスのために上川橋の架け替え、中河原の交差点の改良等を行っております。３５ページの骨格道路のネットワークパターンに記載していただけたらと思います。参考にしていただけたらと思います。お話だけで、回答はいいです。　ありがとうございます。参考にさせていただきます。他にございませんか。それでは、本案件について異議ございませんか。－－－－異議なし－－－　それでは、本日予定された案件の審議が終わりました。委員のみなさまで何かありますか。－－－－特になし－－－それでは、本日予定された案件の審議が終わりました。事務局から何かありますか。　事務局より２点ご連絡いたします。まず、１点目、今後のスケジュールについてご連絡いたします。本日、いただいたご意見等を、茅野市都市計画マスタープラン改定（素案）に盛り込み、修正おこない、２月に茅野市都市計画マスタープラン改定（案）として議会へと報告を行います。また、議会報告と同時に、パブリックコメントを実施し、３月には茅野市都市計画マスタープラン改定へと進めていきたいと予定しております。また、現在策定中の立地適正化計画についても、年度内に庁内で素案を取りまとめ、新年度には、委員のみなさまにお示しし、ご審議をお願いしたいと思います。２点目、来月、１月１５日、月曜日、６時３０分から、ゆいわーく茅野３階集会所において、都市計画審議会を予定しております。内容については、策定中の茅野市下水道中期ビジョンについてとなります。開催通知については、後日お送りさせていただきます。毎月の審議会となり委員のみなさまには、ご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。８　閉会以上をもちまして、都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。（１９時４０分終了） |

平成２９年１２月１３日開催の茅野市都市計画審議会議事録に相違ないことを証するため、委員を代表してここに署名する。

茅野市都市計画審議会会長

茅野市都市計画審議会委員

茅野市都市計画審議会委員